

令和元年(ワ)第21824号 国家賠償請求事件

原 告 デニズ・██████████

被 告 国

答 弁 書

令和元年10月18日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所 湯峯宛て）

(電話 03-5213-1293)

(FAX 03-3515-7308)

部 付 川 端 裕 子 

訟務官 湯 峰 奈々子 

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

出入国在留管理庁

法務事務官 大 横 茂 樹 

〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766番地1

入国者収容所東日本入国管理センター

法務事務官 石 川 直 人 

法務事務官 秋 永 大 輔 

入国警備官 橘 山 政 博 

入国警備官 星 野 吉 広 

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日を経過した時とすること
- を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「第1 原告」について

(1) 「1」について

原告が、1979年（昭和54年）2月17日にトルコ共和国（以下「トルコ」という。）で出生した男性であること、トルコ国籍を有していることは認め、その余は不知。

(2) 「2」について

認める。

なお、原告が、本邦に入国したのは平成19年（2007年）5月10日である。

(3) 「3」について

認める。

(4) 「4」について

認める。

ただし、原告は、令和元年8月16日に東京出入国在留管理局に収容され、同日、入国者収容所東日本入国管理センター（以下「東日本センター」とい

う。) に移送、収容された。

2 「第2 概要と経緯」について

(1) 「1 概要」について

認否の限りでない。

(2) 「2 東日本センター職員による暴行」について

ア 第1段落について

原告が、平成31年1月18日午後11時45分、東日本センター入国警備官（以下「入国警備官」という。）に対し、不眠の症状を訴えて常備薬であるパンセダン（鎮静剤）の交付を求めたことは認め、その余は不知。

イ 第2段落について

(ア) 第1文について

おおむね認める。

(イ) 第2文ないし第4文について

入国警備官が、原告に対し、原告がクロルプロマジン（眠剤）の処方を受けていたためパンセダンを交付することはできない旨説明したこと、これに対し、原告が、「眠る薬は全てキャンセルしているはずだ。リラックスの薬をすぐに飲ませろ。」などと述べたことは認める。

ウ 第3段落について

原告が、パンセダンの交付を求めて大声で叫び続けたことは認め、その余は不知。

エ 第4段落について

入国警備官が、被収容者処遇規則（以下「処遇規則」という。）7条4項に基づく指導を行うため、原告に対し、3寮Bブロック202号室（以下「3B202号室」という。）から出るよう指示したこと、原告が入国警備官の同指示に従わなかったことは認める。

オ 第5段落について

(ア) 第1文について

入国警備官が、原告を3寮B処遇室（以下「処遇室」という。）に連行するため3B202号室に入室した際、原告に対し、大声を発することは他の被収容者に対する迷惑行為（処遇規則7条1項4号）であることから止めるよう指導したことは認め、その余は否認する。

3B202号室に入室した入国警備官は5名である。

(イ) 第2ないし第4文について

3B202号室に入室した入国警備官らが、原告の両腕を抱えて処遇室に連行しようとしたこと、これに対し原告が、四肢に力を入れて抵抗した上、入国警備官の腹部を蹴るなどの暴行をしたことは認め、その余は否認ないし争う。

なお、原告は、連行された処遇室においても更に抵抗を続けたことから、入国警備官らに制圧されている（以下、この制圧に係る行為を「本件制圧」という。）。

(ウ) 第5文について

「識別番号HC570の職員」を入国警備官Aと解した上で、入国警備官Aが、本件制圧時、大声で叫んで抵抗する原告の左の頸の部分を右手の親指で押さえたことは認め、「突き上げた」との点は否認ないし争う。

(エ) 第6文について

否認する。

入国警備官は、原告の頭部を保護したものである。

カ 第6段落について

原告が、「殺さないで。助けて。」などと述べたことは認め、原告の内心に係る点は不知。

キ 第7段落について

「独居房」とあるのを「保護室」と解した上で、入国警備官が、本件制

圧後、原告を処遇規則18条1項1号及び2号該当により隔離し、7寮保護室（以下「保護室」という。）に収容したことは認める。

ク 第8段落について

否認する。

保護室において、入国警備官らが訴状記載のような言動をした事実はない。

(3) 「3 根拠を欠いた隔離部分」について

ア 「(1)」について

(ア) 柱書きについて

認める。

(イ) 「ア」及び「イ」について

甲第3号証に記載のある限度で認める。

イ 「(2)」について

認める。

なお、原告は、処遇規則18条2項の規定により隔離されたものである。

ウ 「(3)」について

否認ないし争う。

エ 「(4)」について

争う。

(4) 「4 不服申出及びこれに対する措置」について

ア 「(1) 原告の不服申出及び『理由あり』の判定」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

認める。

(ウ) 第3段落について

否認する。

原告がした処遇規則41条の2の規定に基づく不服の申出（以下「本件不服申出」という。）に対する判定結果を原告に告知した職員が、訴状記載のような内容を述べた事実はない。

イ 「(2) 情報開示請求及び開示された情報の内容」について

原告が、平成31年3月1日、東日本センターが保有する原告本人に係る平成31年1月17日から同年3月1日までの間に提出された不服申出関係書類一式とする保有個人情報開示請求を行ったこと、東日本センターが、その一部を開示とする旨の決定をしたことは認める。

ウ 「(3) 不服申出後にとられた措置の内容」について

(ア) 第1段落について

入国警備官Aが、本件不服申出後も東日本センターに勤務していることは認める。

(イ) 第2段落について

「原告に対する制圧行為」が具体的にどの制圧行為をいうのか必ずしも明らかではないが、本件制圧後、別の機会に、入国警備官Aが、原告を制圧したことがあるることは認める。

(ウ) 第3段落について

否認する。

3 「第3 不法行為」について

(1) 「1 本件職員を含む職員らによる暴行の違法性」について争う。

(2) 「2 隔離処分の違法性」について争う。

(3) 「3 不服申出の結果後の措置の違法性」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」及び「(3)」について

被収容者処遇規則に「必要な措置」の具体的な内容を定めた規定がないこと、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約に原告が引用する規定があることは認め、原告の意見にわたる部分は認否の限りでない。

ウ 「(4)」について

被収容者処遇規則41条の4に「所長等は、第41条の2第1項の不服の申出が理由があると判定したときは（中略）、その申出をした被収容者の処遇等に関し必要な措置をとるものとする。」との規定がある限度で認め、その余は否認ないし争う。

エ 「(5)」について

東日本センター所長が、原告がした東日本センターが保有する原告本人に係る平成31年1月17日から同年3月1日までの間に提出された不服申出関係書類一式の開示請求に対し、その一部を不開示とする旨の決定をしたことは認める。

4 「第4 公権力の行使に当たる国家公務員であること」について

(1) 「1」について

入国警備官が公権力の行使に当たる公務員であることは認め、「不法行為であるとの点は争う。

(2) 「2」について

原告が主張する入国警備官らの対応が職務行為であることは認め、「不法行為」であるとの点は争う。

5 「第5 損害」について

争う。

6 「第6」について

認否の限りでない。

第3 被告の主張

おって準備書面において明らかにする。

以 上